

(2) 景観形成基準

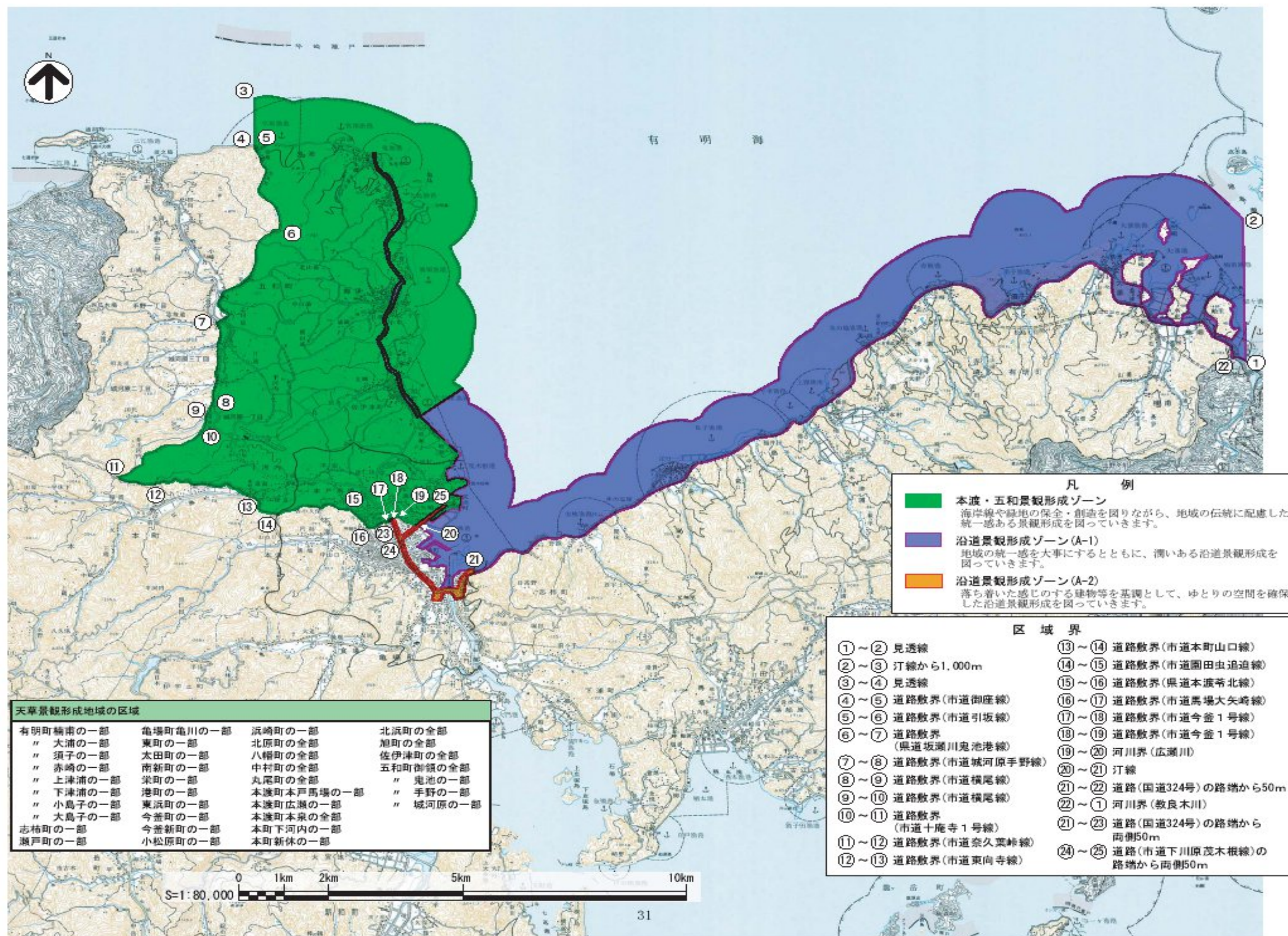
景観形成地域は、天草市の貴重な景観特性が象徴的に現われており、特に良好な景観の形成を図っていく必要があります。

良好な景観形成を具体的に実現するために、景観形成地域ごとに、特性及び方針を整理し、景観形成の基準を定めます。

①天草景観形成地域

■景観形成地域の特性及び基本方針

ゾーン		景観形成地域の特性・基本方針
本渡・五和景観形成ゾーン		穏やかな磯と入り江をもつ海岸線と、緩やかな緑の丘陵地からなり、海岸線には海水浴場等のレクリエーション施設が立地しています。五和地区には、新しい天草の玄関口天草空港があります。 ・建築物等の築造にあたっては、周囲の自然景観との調和に配慮した意匠、形態とし、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然豊かでゆとりある施設づくりに努めます。 ・区画形質の変更にあたっては、既存の地形形状を生かした造成を行うとともに、やむを得ず構築するのり面、擁壁については、十分な緑化に努め、自然と調和した景観づくりを図ります。 ・集落については、地域の伝統的な建築様式や材料に配慮し、統一感のある集落景観づくりに努めます。
沿道景観形成ゾーン	A 1	天草地域の主要動線である国道 324 号等の沿線のうち、集落、田園、自然景観地域を貫く沿道地域であり、極めて重要な視点場として天草を印象づける地区となっています。 ・集落地については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めます。 ・沿道サービス施設等については、周囲の集落との基調に配慮した意匠、形態とするとともに、看板等も建物と一体感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めます。 ・広告・看板等については、海への眺望に配慮し、できるだけ山側に設置するとともに、意匠、形態についても十分配慮し、周囲の景観になじんだものとなるよう努めます。 ・海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置、形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努めます。 ・道路沿いについては、草花や花木による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成を進めます。
	A 2	天草地域の主要動線である国道 324 号等の沿線のうち、地域・沿道の商業サービス施設の集積の高い地域であり、地域住民や観光客にとっても顔となる重要な地区です。 ・建築物は、できるだけ道路から後退した位置とし、ゆとりの空間を確保して緑化に努め、潤いに満ちた景観形成に努めます。 ・建築物の意匠、形態は、できるだけ落ち着いたものとするともに、看板等も一体的な意匠、形態とし、風格ある市街地、沿道景観の形成に努めます。



■天草景観形成地域における景観形成のための基準

			本渡・五和景観形成ゾーン		沿道景観形成ゾーン		
			A－1		A－2		
建築物等	位置	道路からの位置	・敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するものとする。				
			・観光、宿泊施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。		・商業、サービス施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。		
		隣接地からの位置	・隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに、沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。				
			配置	・敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりとつり合いのとれた配置とする。			
		・周囲の基調となる景観と調和のとれる配置とする。					
	・観光、宿泊施設は、自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある施設配置になるように努めるものとする。			・商業、サービス施設は、沿道景観との統一感に配慮したものとなるように努めるものとする。			
	外観	意匠・形態	・周辺の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。一般住宅は、できるだけ周辺集落の建築様式と調和した、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。				
			・観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとなるように努めるものとする。		・商業、サービス施設は、周辺集落の建築様式と基調を揃え、沿道景観との統一感に配慮するものとする。		
			・屋根は、勾配のある屋根とするように努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。				
			・空調及び給排水等の設備は道路から見えない場所に設置するか、覆いをする等、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。				
			・屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。やむを得ない場合は、ルーバー等で覆い、目立たない位置に設けるように努めるものとする。				
		規模	・基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保を図るものとする。				
			・観光、宿泊施設の建ぺい率は、30%を超えないよう努めるものとする。		・商業、サービス施設の建ぺい率は、60%を超えないよう努めるものとする。		
		材料	・材料は耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われている素材とし沿道景観との統一感に配慮するように努めるものとする。				
					・商業、サービス施設は、周辺集落と調和するよう配慮し、沿道景観との統一に努めるものとする。		
		色彩	・外壁及び屋根の色彩は、以下のものを基準とし、周辺の集落、まち並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。 【外壁】 〔基準色〕 全ての色相：明度6以上、R(赤)・Y R(黄赤)：彩度5以下、Y(黄)：彩度4以下、その他の色相：彩度2以下 〔推奨色〕 全ての色相：明度8以上、R(赤)・Y R(黄赤)・黄(Y)：彩度3以下、その他の色相：彩度1以下 【屋根】 〔基準色〕 N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・Y R(黄赤)・Y(黄)・P B(青紫)：明度5以下 彩度3以下、その他の色相：明度5以下、彩度2以下 〔推奨色〕 N(無彩色)：明度6以下、R(赤)・Y R(黄赤)・Y(黄)・P B(青紫)：明度5以下 彩度2以下、その他の色相：明度5以下、彩度1以下				
			・観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。		・一般住宅の外壁及び屋根の色彩はできるだけまち並みとの調和を図るよう努めるものとする。		
			・一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。				
			広告物に関する事項	・屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。			
				・壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。			
		・のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。					
	敷地の緑化	・敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。					
		・観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮するものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体感ができるような緑化に努めるものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化に努めるものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化に努めるものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化に努めるものとする。		・商業、サービス施設にあっては、次の点に配慮するものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体感がでるような緑化に努めるものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面の構造物は、低木、ツタ等による修景、緑化に努めるものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木等による緑化に努めるものとする。			
・一般住宅及び商業施設などの敷地と道路との接合部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。							
工作物	さく、塀、擁壁等	・高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。					
		・道路側に設けるさく、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。					
		・材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。集落内にあっては、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。		・材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。			
		・海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。					
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱等	・位置は、道路からできるだけ後退させ、海岸線には設置しないように努めるものとする。					
		・規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・敷地の周辺の緑化に努めるものとする。					

		本 渡 ・ 五 和 景 観 形 成 ゾ ー ン	沿 道 景 観 形 成 ゾ ー ン	
			A － 1	A － 2
工 作 物	電 気 供 給 又 は 有 線 電 気 通 信 の た め の 電 線 路 又 は 空 中 線 の 支 持 物	・ 電 線 路 の 位 置 は、 周 辺 の 景 観 に 配 慮 し た も の と す る。		
		・ 電 線 敷 は で き る だ け ま と め て、 少 な く な る よ う に 努 め る も の と す る。		
		・ 電 柱 広 告 は、 で き る だ け 行 わ な い よ う に 努 め る と と も に、 色 彩 は、 周 辺 の 景 観 と の 調 和 に 配 慮 す る よ う に 努 め る も の と す る。		
		・ 電 線 の 道 路 横 断 は、 で き る だ け 少 な く す る よ う に 努 め る と と も に、 直 角 横 断 に な る よ う に 努 め る も の と す る。		
		・ 景 観 上 重 要 な 場 所 に 設 け る も の に つ い て は、 規 模、 意 匠、 形 態、 色 彩 等、 周 辺 の 景 観 と の 調 和 に 配 慮 す る も の と す る。		
	太 陽 光 発 電 設 備 等	・ 道 路 等 の 公 共 用 地 に 接 す る 敷 地 境 界 線 か ら で き る だ け 後 退 し た 位 置 と す る よ う 努 め る も の と す る。		
		・ 全 体 的 に ま と ま り の あ る 意 匠 と し、 周 辺 の 景 観 と の 調 和 に 配 慮 す る も の と す る。		
		・ 太 陽 光 発 電 設 備 の 最 上 部 は で き る だ け 低 く し、 周 囲 の 景 観 か ら 突 出 し な い よ う 努 め る も の と す る。		
		・ 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル の 色 彩 は、 黒 色 又 は 濃 紺 若 し く は 低 明 度 か つ 低 彩 度 と し、 で き る だ け 反 射 が 少 な く 目 立 た な い も の を 使 用 す る よ う 努 め る も の と す る。		
		・ 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル の フ レ ー ム の 色 彩 は、 モ ジ ュ ー ル 部 分 と 同 系 色 と す る よ う 努 め る も の と す る。		
木 竹 の 伐 採 及 び 事 後 の 緑 化 に 関 す る 事 項				
屋 外 に お け る 物 件 の 堆 積 の 方 法 及 び 遮 へ い に 関 す る 事 項				
鉢 物 の 掘 採 及 び 土 石 等 の 採 取 の 際 の 遮 へ い 及 び 事 後 の 緑 化 に 関 す る 事 項				
土 地 の 区 画 形 質 の 変 更 後 の 土 地 の 形 状 及 び 緑 化 に 関 す る 事 項				
屋 外 に お け る 自 動 販 売 装 置 の 設 置 方 法 に 関 す る 事 項				
広 告 物 に 関 す る 事 項				

＊建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む）